平成２３年（フ）第５５０号
神戸市須磨区西落合４丁目１番230―202号
債務者　松下　好宏
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２０号
和歌山県有田郡有田川町大字徳田89番地　上山マンション205号
債務者　松原　高貴
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖本　易子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１７２１号
広島市安佐南区西原８丁目16番28―103号
債務者　徳島　義壽
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７５号
広島県廿日市市峠1310番地22
債務者　津森　　香
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤いずみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６２号
広島市安佐南区緑井１丁目５番１―501号
債務者　森脇　正二
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４４号
大阪府岸和田市野田町１丁目８番９号
債務者　奥野松商店こと　奥野多津子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
大阪府岸和田市野田町２丁目12番４―501号、前住所大阪府岸和田市南町５番２号
債務者　杉本　和甲
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
大阪府岸和田市野田町２丁目12番４―501号、前住所大阪府岸和田市南町５番２号
債務者　杉本　　明
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
大阪府岸和田市摩湯町447番地の１、前住所大阪府岸和田市摩湯町447番地
債務者　吉川美智子（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
宮崎県日向市大字日知屋16345番地５
債務者　橋倉　高尚
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２５７１号
愛知県小牧市藤島町居屋敷180番地　コーポ仁王102号
債務者　三島　秋男
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１６号
熊本市琴平本町４番69号
債務者　松本　　馨
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津留　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１１５７号
名古屋市緑区清水山２丁目216番地　レジデンスすずきＤ棟201号
債務者　村瀬　　功
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８号
秋田県湯沢市幸町１丁目３番13号
債務者　菊地　濱子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　佳典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１０２２号
愛知県北名古屋市中之郷北171番地
債務者　猪井　栄子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９０号
京都府向日市鶏冠井町楓畑18番地の６
債務者　吉原こと　吉原　憲治
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　章博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５７０号
京都府宇治市五ケ庄福角25番地の25
債務者　松林　利明
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係